概要版

耐震改修促進計画

(令和6年3月改定)





計画策定の目的等

① 計画の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律 (以下「耐震改修促進法」という。)」が制定され、その後、平成 18 年 12 月に「北海道耐震改修促進計画」が策定 されたことを受け、市では平成22年3月に「登別市耐震改修促進計画」を策定しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、平成25年11月には建築物の地震に対する安全性の向上を一 層促進するため、耐震改修促進法が改正されました。

近年、北海道において平成30年9月に発生した胆振東部地震では最大震度7を観測するなど、これまで経験した ことがない災害に見舞われました。今後も大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生 じることも懸念されていることから、住宅や建築物の耐震化の促進に積極的に取り組む必要があります。

これらの背景のもと、令和3年4月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行われ、さらに、令和3年12月に は、「国の基本方針」が改正され、耐震化の目標が新たに定められました。

このことを受け、本市においても、市民の方々の安全で安心な生活を確保するため、市内の住宅及び建築物の耐震 化を更に促進することを目的として、「登別市耐震改修促進計画」を改定(以下「本計画」という。)するものです。

2 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「耐震改修促進法」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的 な方針」(以下「国の基本方針」という。)のほか、「北海道耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、「登別市総合計 画」、「登別市地域防災計画」等との整合性を図ります。

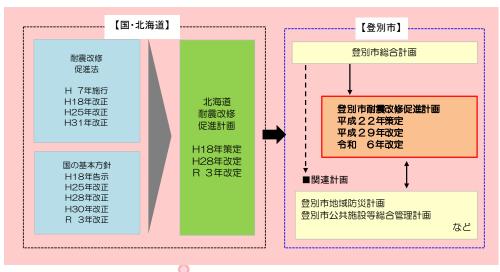


図1 計画の位置づけ

(3) 計画の期間

国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画を踏まえ、令和12年度までとします。

なお、国による住宅・建築物の耐震化に向けた新たな施策の実施や国の基本方針、北海道耐震改修促進計画の改定 などに合わせて、適宜、本計画の見直しを行います。



🔭 2 登別市で想定される地震と被害

① 登別市における地震の想定

本計画で設定する地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議(内閣府)において公表されている以下のタイプの想定地震を使用します。

- ■北海道地域防災計画における想定地震(北海道耐震改修促進計画)
- ■全国どこでも起こりうる直下の地震(中央防災会議)

これら2タイプの地震のうち、市内のいずれの地域でも震度が最も大きくなる「全国どこでも起こりうる直下の地震」を設定します。

② 現状における建物及び人的被害の想定

「全国どこでも起こりうる直下の地震」(震度6強・6弱)が発生した場合、市内の建物被害は住宅以外も含む市内 全数約 19,000 棟のうち、全壊建物が約 400 棟(約2%)、半壊建物が約 1,400 棟(約7%)、全半壊建物で約 1,800 棟(約9%) と想定されます。

また、市内の人的被害は、死者5人を含む死傷者数が約310人(約1%)発生することが想定されます。



3 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

① 耐震化の現状と目標

市内の住宅・建築物における現状(令和5年)の耐震化率は、住宅が 79.2%、多数の者が利用する建築物(以下「多数利用建築物」という。)で81.5%(うち市有は94.9%、民間は68.7%)となっています。

これらの住宅・建築物について、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画を踏まえて定めることとします。

住宅及び多数利用建築物については、北海道の耐震改修促進計画の最終年度である令和7年度時点の登別市の耐震 化状況を踏まえ、令和12年度までの耐震化の目標を「概ね解消」とします。

なお、民間の多数利用建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物*(市内のホテル・旅館)については、優先的に耐震化の促進を図る必要があることから、耐震化率の目標を令和7年度時点で「概ね解消」とします。

※法附則第3条耐震診断義務付け建築物



4 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

① 多数利用建築物の耐震化の促進

【市有建築物の計画的な耐震化】

• 優先としていた小中学校の耐震化が完了したことから、次に、災害対策本部機能を有する庁舎や消防本部など、多数の者が利用し、公共性が高い建築物については、優先的に耐震化を検討します。

【民間の多数利用建築物の耐震化】

- 要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物については、早急に耐震化を図る必要があるため、耐震化に要する費用の一部を市が補助します。
- 特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断等の普及・啓発と耐震化の促進方策を検討します。

【非構造部材等における地震時の総合的な安全対策の推進】

・住宅・建築物の耐震化と併せて、大規模空間の天井崩壊対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策、ブロック塀の倒壊対策など、総合的な地震時の安全対策の推進に努めます。

② 住宅の耐震化の促進

- ・耐震診断の補助制度についてホームページや広報などにより周知を継続していき、木造住宅の耐震化促進を図ります。
- ・北海道が実施している木造住宅を対象とした無料診断制度について、情報提供を行うほか申請手続きの支援などを行います。
- ・耐震改修工事に係る減免制度や融資制度について、窓口にパンフレットを用意するなど、情報提供を行います。



③ 耐震化に関する情報提供等の充実

- ・建築物の耐震化の必要性や耐震改修の方法、各種支援制度の内容などについて、普及啓発を目的とした市民向けの地震防災パンフレットを相談窓口に用意するとともに、今後の施策に応じてホームページや広報を活用し情報提供の充実に努めます。
- 新たな取組みとして、幅広い世代に利用されている LINE などを活用するほか、各町内会回覧を活用するなど情報提供の拡充を図ります。
- 耐震改修に係る市民の意欲を向上させるため、工事費用や工事期間など所有者の負担が軽減される新たな工法や、他地域における耐震改修事例の情報収集に努めます。
- ・技術者に関する情報提供を行うとともに、建築関連技術者の講習会等の受講、技術者登録の促進を図ります。

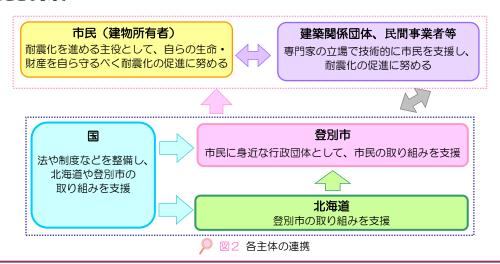
④ 地震に関する意識啓発

- ・想定地震による揺れやすさや想定被害、避難路などの情報を示す「揺れやすさマップ」や「建物被害想定マップ」の 更新・公表を行い、市民の地震に対する防災意識の向上を図ります。
- ・本計画の概要を市民にわかりやすく示したパンフレット等を作成することなどにより、市民の危機意識の向上に努めます。
- ・北海道が開催する耐震セミナーに参加するなど、最新の防災関連情報を収集すると共に、家具転倒防止対策など身近な防災対策について、幅広い世代に利用されている LINE などを活用し防災意識の向上を図ります。

☀5 計画の推進に向けて

① 各主体の役割

- ・市民は、耐震化を進める主役として、自らの生命・財産を自ら守るべく、所有する住宅・建築物の耐震化の促進に 努める必要があります。
- ・ 建築関係団体 (建設協会等) 及び民間事業者ならびに技術者には、専門家の立場で技術的に市民を支援し、耐震化の 促進のための協力体制づくりを検討します。
- ・市は、自ら管理する住宅・建築物の耐震化を計画的に取り組むことに努めるとともに、身近な行政団体として市民の 取り組みを支援するなど環境整備や安全性の向上の普及に努めます。なお、市民の支援を行う際には、国や北海道と連 携を図ることとします。

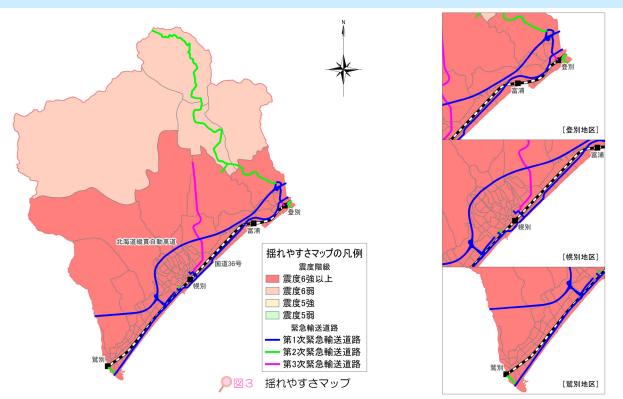


② 登別市の計画推進体制

計画の推進に向けて、庁内の各部局が連携し所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化の推進について取り組みます。

■ 登別市揺れやすさマップ ■

全国どこでも起こりうる直下の地震(マグニチュード 6.9)



揺れやすさマップは、登別市で想定する全国どこでも起こりうる直下の地震をもとに、地区ごとにまとめた地盤情報などをもと にして計算された、地震の揺れの大きさの震度分布を表わしたものです。

